

# ご旅行条件書(海外・募集型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

(観光庁長官登録旅行業第207号)



## 1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社新潟トラベル(新潟県新潟市中央区匠二丁目12番3号、観光庁長官登録旅行業第207号、以下「当社」といいます。)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- 旅行契約の内容及び条件は、この条件書およびパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社旅行契約募集型企画旅行契約の部になります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下、お客様が「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受け、当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

## 2. 旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- 旅行のお申込みは、当社または旅行業法に規定された受託営業所(以下あわせて「当社」といいます。)にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込みください。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点で契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申し込み手続をお申し込みください。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
- お客様が(2)の期間内に申込金の支払いがなされない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- お申込みの際、お人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払い対象旅行代金」(「取消料」、「違約料」の一部または全部として取り扱います。)

区分	申込金(おひとり)
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

- この表における旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- お申込み段階で、満席その他の事由により旅行契約の締結が直ちにできない場合には、当社は、お客様の承諾を得て、お客様がお待ちいただける期間を確認したうえで、契約待機のお客様として登録し、予約可能となるよう手配を行うことがあります。この場合でも、申込金をお支払いいただきます。お客様が契約待機登録の解除のお申し出があった場合、または、お待ちいただける期限までに結果として予約できなかった場合は、当該申込金を全額払い戻いたします。
- (6)の場合の契約待機のお客様との旅行契約の時期は、当社が予約可能となった旨の通知を行ったときとします。
- 当社は、(6)のお待ちいただける期限までにお客様に連絡がとれなかったときは、予約可能となった場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、お預かりした申込金は全額払い戻いたします。
- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定めるほどに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者として現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負いません。また、当社は、契約責任者が団体・グループと同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3. お申込み条件

- お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます場合があります。
- 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いた行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 旅行開始日70歳以上の方、妊娠中の方、現在健康を損ねている方、身体に障害をお持ちの方、補助大使用者の方などで、特別な配慮(車椅子の手配等)を必要とする場合は、旅行申込み時にご旨お申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する追加費用をお客様の負担とします。また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等より健康診断書の提出、同行者・介助者のご同行を条件とさせていただきますが、日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断または加療が必要であると当社が判断した場合は、必要は処置をとることがあります。これに係る一切の費用はおお客様の負担となります。
- お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースより、別途条件によりお受けすることがあります。
- お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるなど当社が判断する場合には、お申込みをお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。
- 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。
- 渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発表されている場合があります。お申込みの際に販売店より「海外危険情報」に関する書面をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。
- 旅行のお申込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の履行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金いたします。ただし、当社が安全に適切な措置が取られると判断し、旅行を履行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられると当社は所定の取消料を申し受け、

## 4. 契約書面および確定書面(最終日程表)の交付

- 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容及びその他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお客様にお渡しします。なお、この条件書およびパンフレット等、お支払い対象旅行代金の領収証、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
- 確定した旅行日程、航空機の便名および宿泊ホテル、集合場所および時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を運送開始日の前日までににお渡しします。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7～10日目のある日)前日にお渡しするよう努力いたしますが、旅行開始日が年末年始、ゴールデンウィーク等の特定時期にあるコースの一部では、旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合、旅行開始日の前日までににお渡しします。ただし、旅行開始日の前日またはさかのぼって7日目のある日以降に旅行の申込みがあった場合には、旅行開始日からさかのぼります。また、お申し込み期間であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載するところと特定されます。

## 5. お支払い対象旅行代金

- 「お支払い対象旅行代金」(以下単に「旅行代金」といいます。)とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
- 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。
  - 「追加代金」
    - お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合には1人部屋を使用される場合の追加代金
    - ホテルまたはお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
    - c.f.「クラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金
    - d.「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等への変更のための追加代金
    - e.「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
    - f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
  - 「割引代金」
    - 旅行開始日「割引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
    - 「子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金
    - その他「○○割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

## 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目にあった日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目にあった日より前に全額お支払いの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

## 7. 渡航手続

- 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行っていただきます。また、日本国籍の方には、自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。旅券の残存有効の期間、査証取得の要・不要については、パンフレット等に明示します。
- 当社は、「旅行業約款渡航手続代行契約の部」の規定に基づき、別途「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続の全部または一部を代行するものとします。
- 当社は、出入国の責めに帰すべき事由によらず渡航書類の取得ができずまたは関係国への出入国が許可されなかったとしても、その責任を負うものではありません。

## 8. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 旅行行程に明示された以下のものが含まれます。
  - 航空運賃および船舶・鉄道等利用運送機関の運賃・料金、パンフレット内「ファーストクラス席」・「クラス席」と明示されていない場合はエコノミークラス、鉄道は普通席を利用します。
  - 空港・駅・港と宿泊機関との送迎バス代金等
  - バス代金・ガソリン代金・入場料その他の観光代金
  - 宿泊代金および税・サービス料(二人部屋にお人様2名を基準とします)
  - 食事代金および税・サービス料
  - お客様お1人につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料(お人様20kg以内が原則となります)等、高等等級・方面により異なりますので詳しくは係員におたずねください。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関への運送委託手続を代行するものとします。また、一部の空港・駅・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様自身で運搬していただく場合があります。
  - 団体行動中の心付け
  - 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
  - その他「パンフレット等」に含まれる旨明示したものと
- (1)の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

## 9. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- 渡航手続諸経費(旅券・査証の取得代金、予防接種料、渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等)
- 日本国内における自発的発着空港等集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
- 日本国内の空港施設使用料
- 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
- オンライン予約代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・ホテルへのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、およびこれに伴う税・サービス料
- 傷害・疾病に関する医療費等
- 日本国内の空港税・出国税・国際旅客航空路等諸料・料金(ただし空港税等は含まれてはいることと明示したコースを除きます。コースによっては、空港税等は出発前日本にてお支払いいただく場合もあります)
- 「オプションツアー」等とし、現地に現地旅行会社等が希望者のみを募集して実施する小旅行等の代金
- 燃油小チャージ(運送機関の課付加運賃・料金：増額となった時は不足分を徴収(減額になった場合はその分を返金します))
- 「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

## 10. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため必要と認めるときは、お客様にあらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないことと、またはそのおそれが極めて大きいとき、(ウ)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき、

## 11. 旅行代金の額の変更

- お客様が契約締結後に、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の変更は一切ありません。
  - 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂額を旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって15日目のある日より前にお客様へ通知します。
  - 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
  - 第10項(1)により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の施設が不足したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による変更の発生は、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
  - 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 12. お客様の交代

- お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(お人様につき1,000円)と共に当社にご提出していただきます。
- 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を発生し、以降旅行契約上の地位を譲り受けられた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。

## 13. お客様の解除権—旅行開始前

- お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けします。旅行お申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。
- 本邦出国時または帰国時に航空機を利用するコース(イ)に掲げる旅行契約を除く

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
イ.旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日以内にある日以降31日目にあった日まで	旅行代金の10%(最高5万円まで)ピーク時とは、4月27日から5月6日まで7月20日から8月31日まで及び12月20日から1月7日までをいいます。
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあった日以降15日目にあった日まで	旅行代金が30万円以上……………5万円 旅行代金が15万円以上30万円未満……………3万円 旅行代金が10万円以上15万円未満……………2万円 旅行代金が10万円未満……………旅行代金の20%
ハ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあった日以降3日目にあった日まで	旅行代金の20%
ニ.旅行開始日の前々日から前日	旅行代金の50%
ホ.旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

- 貸切航空機を利用するコース  
パンフレット等に記載する取消料になります。
- 本邦出国時または帰国時に船舶を利用するコース  
当該船舶に係る取消料の規定によります(パンフレット等に記載します)。
- 当該当該する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。

- 契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第24項の表左欄に掲げるものの他の重要なものであると認められる限りです。
- 第11項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社がお客様に対し、第8項(2)に定める期日までに確定書面(最終日程表)を交付しなかったとき。(旅行開始日の前日までの、ただし旅行開始日の前日からさかのぼって7日目にあった日以降に旅行の申し込みがなされた場合は、旅行開始日まで)
- お申出に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行行程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

- 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(または申込金)の全額を払い戻します。
- 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うことになり、(1)の取消料の対象となります。

## 14. お客様の解除権—旅行開始後

- 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は可能な限り旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分をお支払いします。

## 15. 当社の解除権—旅行開始後の解除

- お客様が第8項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加する意思がないものとみなし、旅行開始日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第13項に定める取消料と別額の違約料をお支払いいただきます。
- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
  - お客様があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
  - お客様が第3項の(4)から(6)までのいずれか1に該当することが判明したとき。
  - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
  - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。
  - お客様が契約内容と関係し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - お客様の数がパンフレット等に記載した最少旅行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目(ピーク時は旅行開始前または33日目)のある日前行に、旅行の中止を通知します。
  - バスを目的とした旅行における降着席の不足のうえに、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないことと、またはそのおそれが極めて大きいとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(または申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(または申込金)の全額を払い戻します。

## 16. 当社の解除権—旅行開始後の解除

- 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
  - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
  - お客様が第3項の(4)から(6)までのいずれか1に該当することが判明したとき。
  - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への従背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 解除の効果および払い戻し
  - (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約が有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来にわたってのみ消滅します。
  - 当社は旅行代金のうち、お客様がすでにその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払いまたはこれらから支払うべき取消料、違約料その他の各項目による費用を差し引いて払い戻します。

## 17.旅行代金の払戻し

- 当社は、第11項、第13項および第14項(2)、第15項および第16項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の日から起算して7日以内、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (1)の規定は第21項または第25項で規定することにより、お客様または当社の損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 18.契約解除後の帰路手配

当社は、第16項(1)の(ア)または(エ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご要望に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地等に居るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合における一切の費用は、お客様の負担とします。

## 19.旅程管理と添乗員等

- 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
    - 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
    - 戦乱
    - 暴動
    - 官公署の命令
    - 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
    - 火災、運送スケジュール変更等の当初の運行計画にらぬ運送サービスの提供
    - 旅行者の生命または身体を安全確保のための必要な措置
  - 第21項の規定に基づく当社の責任が明らかなるときは、(イ)第13項、第14項、第15項および第16項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る費用と見做すものとします。
  - (エ)パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとします。
- (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
  - 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供に代り補償を行うことができます。
  - 当社が(1)の変更補償金を支払った後、第21項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

## 20.当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただきます。自由行動時中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員または手配代行業者等)を含みます。この指示に従っていただきます。指示に従わずに行動する場合は、旅行の途中であってもお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

## 21.当社の責任

- 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときは、特別補償規程による手荷物について生じた損害については、お客様発生の翌日から起算して、2日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おとりにつき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合は除きます。))として賠償します。
- お客様が、以下に示すような当社または当社の手配代行者の関与し、得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
  - 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 自由行動中の事故
  - 食中毒
  - 盗難
  - 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

## 22.特別補償

- 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙(特別補償規程)に基づき、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、死亡補償金として2,500万円～10万円、所有の身の回り品に損害を被ったときは、特別補償規程による携帯品損害補償金を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他特別補償規程(第16条)に定める品目については補償しません。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許もしくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行の日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙(特別補償規程)第3条および第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りはありません。
- 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (1)の傷害・損害については、第21項(1)の規定に基づき責任を負うときは、(1)による補償金が本項(1)による補償金支払義務の一部(または全部)に充当します。
- 当社が本項(1)による補償金支払義務と第21項(1)による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 23.オプションツアーまたは情報提供

- 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。))のうち、当社が旅行企画・実施するものの第22項の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当該旅行企画・実施のオプションツアーは、パンフレット等「旅行企画・実施(または新商品)」に表示します。
- オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の現地法人等である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
  - お申込みは原則として現地となり、お支払いも現地となります(一部日本にてお申込み、お支払いのできるものもあります)。
  - 契約は現地の法令または慣習に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
  - 契約の成立は、現地旅行会社等が承諾したときに成立します。
  - 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、現地旅行会社等にご確認ください。
  - 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第22項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金または見舞金を支払います。

- 当社は、パンフレット等で「簡単な情報提供」して可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第22項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

## 24.旅程保証

- 当社は、右次左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に、当該欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内を支払います。ただし、当該変更が次の(ア)～(ウ)～(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
  - 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
  - 戦乱
  - 暴動
  - 官公署の命令
  - 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
  - 火災、運送スケジュール変更等の当初の運行計画にらぬ運送サービスの提供
  - 旅行者の生命または身体を安全確保のための必要な措置
- 第21項の規定に基づく当社の責任が明らかなるときは、(イ)第13項、第14項、第15項および第16項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る費用と見做すものとします。
- (エ)パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとします。

- (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供に代り補償を行うことができます。
- 当社が(1)の変更補償金を支払った後、第21項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 =お支払い対象旅行代金×件につき下記の率	
① 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(後遺傷等の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれより下回った場合に限り)ます。	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき件として取り扱います。

注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数発生した場合は、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6) 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号に準じます。

## 25.お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行業者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

## 26.通信契約

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会員(以下「会員」といいます。))の広帯域への会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けたいこと(以下「通信契約」といいます。))を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込みを受けられる場合があります。この場合、クレジットカードによる旅行代金の支払いは、契約金額の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取付特約を含む加盟店契約が有効である旨、または業務上の理由等でお受けできない場合があります(受託旅行会社より当該取扱いができない場合があります。また、取り扱えない可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の広帯域に会員の署名を付したクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- 通信契約により旅行契約を締結するときは旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
  - 通信契約の申し込みの際に、会員は申し込みしうとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
  - 通信契約による旅行契約は、電話による申し込みの場合は当社が承諾したときに成立し、それ以外の通信手段による申し込みの場合は当社が契約の締結と承認する旨の通知を発したときに成立するものとします。
  - 通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべ日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出の日となります。
- 通信契約の申し込みの際に、会員は申し込みしうとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
- 通信契約による旅行契約は、電話による申し込みの場合は当社が承諾したときに成立し、それ以外の通信手段による申し込みの場合は当社が契約の締結と承認する旨の通知を発したときに成立するものとします。
- 通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべ日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出の日となります。

## 27.その他

- お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員、現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが・疾病等の発生に伴う諸費用が、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失、忘れ物回収に伴う諸費用および別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- お客様の便宜を図るために、土産物店等に案内することがあります。が、お買い物に際してはおお客様の責任で購入していただきます。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 子供代金は、旅行開始日を基準に満2歳以上12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は、旅行開始日を基準に満2歳未満で、航空座席および客室におけるベッドを専用で使用しない方に適用します。
- 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している発着空港を以て(集合)してから、当該空港に着着(解散)するまでとなりま。日本国内の空港から発着空港までの区間をパンフレット記載の追加代金(または無料)で利用する場合は、当該国内区間も本体と併せて1回の募集型企画旅行の範囲として取り扱います。パンフレットに記載のない普通運賃で国内線を利用の場合は、この限りではありません。
- 当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマレージサービスを受けられる場合がありますが、マレージサービスに係るお問い合わせ、登録等はお客様自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマレージサービスが受けられなくなったときで、理由のいかに問わず、当社は第21項(1)の責任を負いません。
- 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求の取回が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の海外旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。海外旅行傷害保険については販売店の係員にお問い合わせください。
- 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

## 28.旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

## 29.弁済業務保証金制度およびボンド保証制度

当社は、社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結した旅行者は、その後の経過中当該契約に関し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結した旅行者は、上記のような事態が生じた場合であって、上記の一定弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

## 30.個人情報取り扱い

- 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の受託旅行者(以下「販売店」といいます。))は、旅行申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するためのサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただきます。ただし、必要範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- 当社および販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただきます。この場合、社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結した旅行者は、その後の経過中当該契約に関し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結した旅行者は、上記のような事態が生じた場合であって、上記の一定弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。
- 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ(<http://www.wnts-kkj.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取り扱いに関する方針については、お客様自身でご確認ください。

申し込みの際にお客様が自分の氏名を誤って記入された場合
申込書にお客様の口一文字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交代の場合に準じて、第12項のお客様の交代手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合については所定の取消料をいただきます。

安全についてのご案内
渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報など安全関係の情報が出されている場合があります。お申込みの際、係員までご確認ください。より詳しい情報をお知りになりたい場合は下記までお問い合わせいただくか、下記の外務省海外安全情報のホームページへアクセスしてください。外務省海外安全相談センター TEL.03-5501-8162 外務省海外安全情報 <a href="http://www.pubanzen.mofa.jp">http://www.pubanzen.mofa.jp</a>

海外旅行傷害保険への加入のご案内
ご旅行中の病気や事故、盗難などに備えて、必ず海外旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。保険に加入されていると、海外での日本語による緊急時のご相談など、保険会社による便利な安心のためのサービスも受けられます。(当社で取り扱っておりますので、お気軽に販売係員にお申込みください。)
※特別補償規程には、傷害、疾病治療費の補償は含まれていません。外国での治療費やご自身の責任による賠償金などは、かなり高額となります。また、賠償義務が外国の運輸機関・宿泊機関などである場合、賠償を取り付けるのが容易ではない場合がありますし、国によっては賠償額が非常に低いこともあります。
※旅行中、ビュック等の登山用具を使用する山岳登山や、ハンググライダーなど特殊な運動を予定されているお客様、またはランタナーをご利用になるお客様は、旅行傷害保険をお申込みの際、必ずその旨をお申し出ください。